

目次

- 02 5月は消費者月間です
- 04 平成25年度
予算の執行状況
- 05 健康教室・食推さんの食
べてみんさいおいしいけえ
- 06 市政 PICK-UP
- 08 すまいる
- 09 まちの話題
- 12 くらしの情報
- 15 おでかけ情報
- 18 みんなの写真館・
市長夢日記

つながろう 消費者

く安心・安全なくらしのためにく

5月は消費者月間です

もはや人ごとではない！

消費者庁発表の消費者被害額の推計結果によると、全国の消費者被害は、昨年、約6兆円に上りました。実に、国民の13人に1人が消費者被害に遭った計算になります。

総被害額はGDP（国内総生産）の約1・2％に及び、既払いの平均被害額は約59万円です。

近年、高齢者の相談件数が増加しています。これまで被害に遭った高齢者が再び被害に遭う「二次被害」も増加傾向です。高齢者は「被害に遭っても相談に行かない」傾向がある一方「被

害に遭ったという認識がない」という特性もみられ、表面化しにくい問題となつていきます。

悩んだら相談を

消費生活センターでは、消費者にとって必要な情報を提供し、場合によっては問題点を事業者に対して具体的に指摘するなどして、問題解決のお手伝いをしています。

啓発事業としては、毎年5月には消費者月間を記念して消費者大会、また消費生活に関するセミナーを年度内で2回以上開催するとともに、自治会や公民館活動、各種学校からの求めに応じて消費者トラブル出前講座を行って

います。

※今年には消費者大会を5月28日(水)に開催します。詳細は広報いわくに5月15日号に掲載する予定です。

劇場型勧誘「買え買え詐欺」にご注意を！

詐欺的なもうけ話のトラブルが、高齢者を中心に近年非常に多く寄せられています。

用いられる金融商品についてもさまざまなものが登場しており、金融商品かどうかも定かではない「怪しい権利取引」のもうけ話のトラブルの増加が目立っています。

これらのトラブルが減らない背景の一つとして「買え買え詐欺」と呼ばれる「劇場型勧誘」の手口が巧妙化、悪質化していることが挙げられます。

●「買え買え詐欺」の典型的な手口

- ①ある日突然、消費者の自宅にA社の怪しいもうけ話（東京オリンピック用地の取引権などの旬の話題）のパンフレットや申込書が送られてくる。
- ②B社から「A社のパンフレットは届いていないか。届いた本人しか購入することができないので、代理で購入してほしい。謝礼を支払う」などと勧誘し契約をおおる電話がある（A社の封筒が到着する前に電話してくる場合もある）。
- ③名前を貸すだけならと、消費者がA社に商品の購入を申し込む。
- ④B社に「後で支払うので一時的に立て替えてほしい」と言われたり、A社から「名義貸しは犯罪だ。今なら、和解金を払えば訴えを取り下げる」などと言われ、代金を支払う。
- ⑤最終的にA社・B社ともに連絡が取れなくなる。

表紙の写真



錦帯橋遊覧船(さくら舟)

桜の開花時期に合わせ、錦帯橋遊覧船が運航しています。予約制の貸切遊覧船と乗合のミニ遊覧があり、5月31日まで行われます。

温かな日差しの中、ゆっくりと錦川を流れる遊覧船で、乗船者は横山の春景色を楽しんでいました。

クーリング・オフができる主な取引と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法では店舗契約を含む）	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘による取引	
特定継続的役務提供	エステ・家庭教師・語学教室・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス（店舗契約を含む）	
連鎖販売取引	マルチ商法などによる契約	20日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法による契約	

※クーリング・オフの適用除外の主なもの

○乗用自動車購入

○葬儀

○化粧品・健康食品などを購入し、使用または一部消費した場合

○現金取引で3,000円に満たない場合

○通信販売（ただし、返品の可否や条件、送料負担の有無の表示がない場合は、商品が届いた日を含めて8日間は、送料を自己負担すると返品ができます）

不審な電話がかかったことは
ありませんか？
もうけ話でも絶対お金を渡さずに、
すぐに相談しましょう。金融商品や権
利を当社が買い取るからもうかるなど
と、他社と契約させようとする話には
絶対耳を貸さないでください。簡単に
もうかるうまい話はありません。おか
しいなと思ったら消費生活センターに
相談してください。

あきらめる前に・・・
クーリング・オフ確かめて！
クーリング・オフとは、消費者が訪
問販売や電話勧誘販売など特定の取引
で商品やサービスの契約をしたとき、
後で冷静になって考え直し「契約をや
めたい」と思った場合に、一定の期間
内であれば無条件で、一方的に申し込
みの撤回または契約の解除ができる制
度のことです。消印の日付が期間内で

【クーリング・オフ通知の記載例】

契約解除通知書

契約年月日 平成○年○月○日
商 品 名 ○○○○○○
契 約 金 額 ○○○○○○○○円
販 売 会 社 株式会社○○○○
○○営業所 担当者○氏
クレジット会社
○○○信販株式会社

※1
上記日付の契約は解除します。 ※2
なお、支払い済みの○○○円を（希
望する方法）で返金してください。
商品を引き取ってください。
今後一切の勧誘をお断りします。
平成○年○月○日
住所 ○○○○
氏名 ○○○○

郵便はがき
□□□□□□□□

株式会社○○○○
代表責任者
様

○市○町○ビル○階

あれば、事業者が届くのが期間後になっても有
効です。
※クーリング・オフは必ず書面（はがきで構い
ません）で行い、簡易書留で送りましょう。また、
証拠として両面をコピーして、5年間保管して
おきましょう。クレジットを利用しているとき
は、同時に信販会社にもはがきを送りましょう。

※1 クレジット会社へ送る場合は「上記日付の契約は
解除します。」まで記入すれば足ります。

※2 （希望する方法）は種別を問いません。現金書留、
口座振込などの別を選んで記入してください。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、おかしいと
思うことがあったら、諦めないで、すぐに消費生活セ
ンターへ相談してください。

消費生活センター ☎ FAX 221157